

平成25年度第2回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

平成26年2月4日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

# 平成25年度第2回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成26年2月4日（火）

午後2時00分～午後3時46分

本庁舎6階 第二委員会室

## 1 開 会

## 2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

ア 公有地の保護樹木の指定

イ 民有地の保護樹木等の指定及び解除

## 3 報 告

(1) 新宿区みどりの文化財（公有地樹木）指定要綱の制定について

(2) 保護樹木通信の発行について

## 4 連絡事項

## 5 閉 会

### ○配付資料一覧

資料1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第12期）

資料2 保護樹木等の指定及び解除について

資料3 新宿区みどりの文化財（公有地樹木）指定要綱

資料4 保護樹木通信（平成25年秋冬号）

参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則

参 考 新宿区みどり公園基金条例

参 考 新宿区みどりの文化財（保護樹木等）維持管理支援要綱

参 考 新宿区みどりの文化財（保護樹木等）助成金交付要綱

参 考 新宿区保護樹木移植助成金交付要綱

参 考 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック

参 考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）

参 考 新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）（回収資料）

審議会委員 出席 14名

会 長 熊 谷 洋 一

委 員 齋 藤 馨

委 員 日南田 久 枝

委 員 渡 辺 芳 子

委 員 小 池 玲 子

委 員 越 野 明 子

委 員 藤 田 茂

副会長 輿 水 肇

委 員 渋 江 桂 子

委 員 武 山 昭 英

委 員 黒 森 昭 夫

委 員 福 田 雅 人

委 員 椎 名 豊 勝

委 員 鶴 田 由美子

◎はじめに

**みどり公園課長** 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から平成25年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

私は、本日事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の吉川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、現時点で傍聴を希望される方はお見えになってございませんけれども、本日の審議内容から公開しても支障はないと思われるため、公開とさせていただきたく、委員の皆様のお了承をお願いいたします。

それでは、改めまして、平成25年度第2回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。委員の皆様方には、冷たい雨の中、またお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づき設置する、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関でございます。

本日の会議でございますが、16時を目途に終了したいと考えております。よろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様のお発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として、区のホームページ及び区政情報センターにおいて公開されます。あらかじめ御了承のほどお願いいたします。

ここでマイクの使用方法について御説明させていただきます。発言の際には、お手数ですが、お手元のマイクの要求4というスイッチを押していただきまして、終わりましたら、終了5を押していただければと思います。

では、これより議事進行を会長にお願いいたします。熊谷会長、よろしくお願いいたします。

---

◎開会

**熊谷会長** それでは、ただ今より平成25年度第2回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

最初に、事務局より本日の出席状況について報告をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、まだ池邊委員がお見えになってございませんが、15名中14名の出席により、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。

続いて、本日の資料について説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** 皆様のお手元にごございます資料について御説明いたします。お手元に配付いたしました資料を御確認いただきたいと思います。

まず、議事次第、A4判1枚、資料1「新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第12期）」A4判1枚、資料2「保護樹木等の指定及び解除について」A4判で表裏記載がございます。これが1枚、資料3として「新宿区みどりの文化財（公有地樹木）指定要綱」A4判1枚、資料4「保護樹木通信（平成25年秋冬号）」A4判カラーで表裏になってございます。このほか参考といたしまして、「新宿区みどりの条例・同施行規則」、「新宿区みどり公園基金条例」、「新宿区みどりの文化財（保護樹木等）維持管理支援要綱」、「新宿区みどりの文化財（保護樹木等）助成金交付要綱」、それから「新宿区保護樹木移植助成金交付要綱」、それと「みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック」ということで冊子になっているものです。それから、同じく冊子になってございます「新宿区みどりの基本計画」、同じく「新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）」でございます。

資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせ願います。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

いかがでしょうか。資料はおそろいでしょうか。

---

### ◎審議

**熊谷会長** それでは、議事を始めさせていただきます。議事次第に従って審議をお願いしたいと思います。

本日の審議事項であります保護樹木等の指定及び解除について、事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** 今回は、まず課題となっておりました公有地の保護樹木の指定について御審議をお願いしたいと思っております。また、従前からの民有地の保護樹木等の指定及び解

除につきまして、これもあわせて御審議をお願いいたします。

まず、公有地の保護樹木の指定の御審議に先立ちまして、議事次第第3の(1)で報告を予定しております「新宿区みどりの文化財(公有地樹木)指定要綱の制定について」を先に御説明させていただきます。

公有地の保護樹木の指定につきましては、これまでは私有地のものに限って指定をしてきた保護樹木につきまして、公有地の樹木も指定していこうという方針を打ち出しまして、平成24年12月の第2回みどりの推進審議会においてその方向性について御審議いただきまして、御了承いただいたところでございます。

公有地の樹木を保護樹木とすることは、全国的にも余り例がなく、委員の皆様からは、先鋭的な取り組みであるとして高い評価をいただいているところでございます。その後押しを受ける形で、この間、所有者への働きかけを行い、また、支援制度についても検討を行ってまいりました。後ほど、その具体的な樹木の説明は担当のほうからさせていただきますけれども、私からは、公有地の保護樹木の指定要綱、これを新たに制定いたしましたので、まずこちらの説明をさせていただきます。

資料3、新宿区みどりの文化財(公有地樹木)指定要綱をごらんください。

この要綱は、公有地のこういった樹木を対象としていくのか、また、こういった支援をしていくのかを定めたものです。

条文ごとに御説明させていただきますが、第1条は省略しまして、第2条、用語の定義というところでは、ここでは公有地とは何かという定義で、国や東京都、新宿区はもちろんですけれども、これらに準ずる、いわゆる独立行政法人なども含める形となっております。

第3条は指定の基準となります。みどりの条例施行規則第5条第1項、これは幹回り1.2メートル以上という一般的な基準ですが、これに加えまして、記載の(1)から(3)まで、こちらに書かれておりますように、1つは歴史的、文化的な価値が高いもの、1つは地域の象徴として親しまれてきたもの、1つは樹形等が美観上特にすぐれているものということで、方向性としては、ある程度地域を代表するような立派な樹木を対象としているものです。

この意図としましては、公有地の樹木もいろいろございまして、数を増やそうということでは、何でもかんでも対象にすればよいのですけれども、公有地の保護樹木を指定する意義、これは私どもも公有地の所有者にも共通することではございますが、今ある緑を大切なものとして捉えているということを広くお示するには、余り人の目に触れる機会の少ないところにあるような目立たない樹木ですと、なかなかその効果が得にくいということで、私ども

の中でも議論はありましたけれども、今回はこのような形の基準とさせていただきます。

第4条は、維持管理への支援に関する規定です。実はみどりの条例及び施行規則では、特に公有地と民有地を区別しておりません。これまでは公有地の場合は、その所有者がきちんと保護して維持管理をするという、そういう仕切りで、民有地のものに限って指定してきた関係もございまして、各種助成金、今ある助成制度ですとか、どういった維持管理を支援するのかといったことも、現状では民有地ベースで決めているという状況です。公有地の場合は、本来、所有者である公の機関がその責任において維持管理するというのがベースとなります。このことは地方財政法という法律でも規定されてございまして、地方自治体の必要な経費は、それを別の自治体に転嫁してはならないというような規定がございまして、従いまして、民有地と同じような支援は難しいのではないかとということで、ここでは、維持管理支援のうち、維持管理支援要綱第3条第2項第2号に規定しています病気、腐食等が発生した場合の樹木診断、こちらについては、通常その施設の管理者ではなかなか判断が難しい部分でございまして、専門的な部分について支援していくということを定めてございまして、また、助成金の支援につきましては、先ほど御説明したとおり、第2項のほうで除外をしてございまして。

また、それだけではなくて、こういった保護樹木に指定していくということでは、民間のほうでも行っておりますような保護樹木に関するいろんな相談、各種相談ですね、いわば金のかからない部分につきましては、民有地と同じような形で対応していきたいと考えてございまして。

最後の附則でございまして、この要綱は平成26年1月15日から施行してございまして。

以上、公有地樹木の指定要綱について御説明をしましたが、この後御説明する警視庁牛込警察署様には、この要綱についての説明をいたしまして、御理解を得た上で指定に同意いただいていることを申し添えさせていただきます。

簡単ですが、以上でございまして。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ただいま事務局から要綱の制定についての説明がありましたが、御質問等がありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

齋藤委員、お願いいたします。

**齋藤委員** 大変結構な要綱だと思うんですけども、樹木診断という部分のバックアップということなんですけど、指定時に、ここでも生育良好と書いてあるんですけど、このときに既

にそういう診断が入っているということになるのでしょうか。

**みどり公園課長** その樹木の状態が目視で問題がなければ、それは特に診断というふうには至らないんですけれども、今回指定します牛込警察署のイチョウにつきましては、若干空洞が見られることもありまして、この審議会で指定の承認をいただいた後に、樹木診断に入りたいと考えております。

**斎藤委員** ありがとうございます。生育良好じゃないと指定できないというふうには全く思っていないくて、もちろんそれなりに年を重ねている立派なものですから、むしろ早目にケアしながら、できる限りの援助というのが樹木診断を絡めたようなことだということであれば、そういうふうに進めていただければと思いました。ありがとうございます。

**熊谷会長** ほかにいかがでしょうか。

渡辺委員、お願いいたします。

**渡辺委員** 支援等というところがございますね。御説明あったんですけども、民有地と公有地の援助というのの違いがわからないんですけど、簡単におっしゃっていただけますか。

**みどり公園課長** 失礼しました。ちょっと説明がわかりにくかったかと思います。

民有地の場合は、このパンフレット（みどりの文化財(保護樹木等)ガイドライン)を見ていただくと一番わかりやすいんですけれども、御承知のとおり、主に2ページのあたりになります。2ページ、3ページ、4ページですね。2ページのところでは、助成金の支給、本数に応じて金額が変わってきますけれども、助成金。それから賠償責任保険の加入。また、緊急時ですね、台風とか何か災害のときに倒れそうとか、そういったときに緊急に私どもが手を入れると。それから、3ページのところでは落ち葉の回収、また4ページのところでは、移植が必要になったときの費用の助成ということで、大きくこの点を、民有地の場合は助成ですとか支援をしてございます。

ただ、公有地の場合は、先ほど地方財政法というところでも触れましたけれども、基本的には、その施設を管理している地方公共団体が、自らの責任でお金を出して維持管理をするというのが法的な基本的な考え方であって、それをほかの自治体がお金を使ってやるというのが、法制度上認められていないものですから、その中で私どもが最大限できる支援として考えられることとして、専門的な見地からの樹木診断、これを支援していこうということを定めたものでございます。よろしいでしょうか。

**熊谷会長** ほかに何かございますか。

椎名委員。

**椎名委員** 地方財政法と言いましたので、そんなにいっぱいはいできないんでしょうけど、新宿区の場合、たくさん公有地の樹木があると思うんですね。新宿御苑を初めいろんなものがあると思うんですけども、これは具体的に言うと、例えば国とか都の場合に、相手の了解をとった上での保護樹木の指定というふうになるのですか。そこら辺どうでしょう。

**みどり公園課長** 保護樹木の指定は、民有地、公有地問わず、相手方の同意が必要となりますので、同意はいただくような形になります。

**椎名委員** 民有地の場合、個人ですので、それぞれあれなんですけども、公有地の場合はそれぞれ社会的責任を負っていると思うので、逆に言うと、その持ち主の機関というか、その人たちがかなりの部分賛成してくれないと、こういうものは成立しないと思うんですけど、そこら辺の見込みというか、そこら辺はどうでございましょう。

**みどり公園課長** 御指摘のとおり、民有地の場合はいろんな助成ですとか、ある程度のケアを金銭的な部分も含めて行うことができるんですけども、公有地の場合はなかなかそういうことが難しいと。専門的な診断と申しまして、それを受けて、では区が何かするかということも難しいのは致し方ないところではございますけれども、区が進めている保護樹木を指定することによってみどりを大切にしていこうという姿勢は、区も公共施設の所有者も、それを同じスタンスで見えていただくことができると。我々もPRなどで活用することができますし、公共樹木の所有者も、そういった部分で樹木を大切にしているんだという姿勢を示すことができる。そういったPR的な部分が多いんですけども、そういったことで御説明をして、今回は牛込警察署さんに御理解をいただいたというところでございます。

**椎名委員** それで指定しますね。した後に何か問題があるとか、その場合に、区のほうから何かを、こうしてくださいとか要請とか、そういうものはどういうふうに出されるのか、相手がそれに対してどういうふうに対応するつもりがあるのかとか、そこら辺の問題はどうなんでしょう。

**みどり公園課長** 初めての指定のケースですので、今後、いろいろ試行錯誤はあろうかと思えますけれども、我々が保護樹木に指定するという事で一定の関与ができる。これまでは、公有地であっても、例えば建て替えなどでそれが失われようとしたときに、なかなか物が言えないといったところがございますけれども、こうやって指定をすることで一定の関与ができる。例えば、移植をしていただけませんかとか、こういう工夫をすれば残せるようになりますよとか、そういったアドバイスができるということで、これまで手放しだったものが、ある程度区もかかわって、残すことに強く働きかけができるようになると考えてござい

ます。

**椎名委員** そういうことだと思うんですけど、なぜこういうことを言うかという、新聞に出ていましたね、新宿御苑の原設計に戻すという。もう新宿御苑の木はすごく大きくなって、すばらしい木が多いので、原設計に戻すと相当いろいろ、木を切らなきゃいけないとか出てきますよね。そのとき、やっぱり新宿区がそれに対して何か言える根拠というか、それは必要ですよね。そういうことも頭に置いていたほうがいいと思いますね。原設計に戻すというのはかなりあれですので、樹木医の立場で言うと、そういうことに対して地元の新宿区がきちっと区長名で言うと、そういうことが必要かなというふうに思います。

どうもありがとうございました。

**熊谷会長** ほかにございますか。

それでは、もし、具体的な事例も踏まえて審議をしていただいて何か御疑問でもあれば、また後ほど御意見なり御質問いただくということで、審議事項に入らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、保護樹木の指定になりますが、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局** それでは、映像を用いまして御説明いたします。着席して説明させていただきます。部屋の明かりを暗くさせていただきます。

それでは、先に説明がありました公有地の保護樹木の指定について、御説明いたします。

指定同意のありました保護樹木は、南山伏町の牛込警察署にあります雌のイチヨウです。幹回り3.4メートル、高さ17メートルの生育良好なものになります。新宿区の南山伏町ですけれども、現在、区役所がこのあたりで、こちらにございます。牛込警察署の建物の前、北東側の植樹帯の中に生育しているイチヨウになります。

夏の写真になります。同じ位置で比較しました夏ごろ撮った写真と、ちょっと葉が落ち始めましたけれども秋に撮った写真になります。こちらのほうが、夏、それから秋、あと今の状態、冬の状態になっております。

植樹帯のますが地盤よりも約37センチから56センチ、マウンドが上がっている形になります。牛込警察署が建て替えをしていますので、経緯はちょっとわかりませんが、イチヨウを残すために、このように植樹帯のほうは地盤が上がった形で残されております。

生育良好で、高さ3.8メートルのところ、幹が5本に分岐しております。ただ、根元周りに、映像の手元のドライバーが約30センチなんですけれども、このドライバーが入るほどの空洞があいてございます。また、数年に1回、牛込警察署によってせん定されていまして、

落葉の時期ですけれども、大量の落葉に対して隣接するマンションから苦情が寄せられるそうで、朝一番に落葉時期は警察署員によって清掃が行われているということでございました。

以上が、公有地の保護樹木の指定の同意がございました牛込警察署のイチョウになります。続きまして、民有地の保護樹木等の指定及び解除について御説明いたします。

民有地の保護樹木等の指定及び解除件数につきましては、前回の審議会が終わりました平成25年9月4日から平成26年1月4日までに指定の同意及び解除の届け出のあった案件について御紹介いたします。

保護樹木につきましては、指定件数2件、指定本数2本になります。指定解除件数については3件、解除本数についても3本、届け出がございました。保護樹林については、指定、解除の御相談ともございませんでした。保護生垣につきましては、指定件数が1件、26メートルの指定、解除件数については1件、解除延長41メートルのものがございます。

それぞれの場所を示した案内図になります。新宿区のどのあたりから指定と解除の御相談があったかを載せています。次に移らせていただきます。

最初に、保護樹木等の指定について、写真を使って御説明させていただきます。先ほど申し上げましたが、2件、2本の御相談がございまして、1本がクロマツ、幹回り1.36メートルのものになります。2本目がムクノキ、幹回り2.98メートルのものになります。

1本目です。中井二丁目のクロマツになります。一般のお宅の植樹帯に生育するクロマツになります。ちょっと調査時、日照不足だったので映像が暗くて申し訳ないのですが、ここに植樹帯のますがありまして、そこでこういう形で生えてございます。幹回り1.36メートルで樹高が6メートルのクロマツになります。敷地内の南東側に生育しております。南側の区道側に越境している形で生育しております。こちらが区道になるので、このラインで上げたときに、枝がこういう形でちょっと越境している形になります。建物側の太枝に切除痕、切った跡が見られます。電線に接触している枝の部分も切除した部分が見られました。前の所有者から今の所有者に替わられるときも、このクロマツ自体は残して建て替えを行ったというものです。今回、所有者の方は、地域住民の方から保護樹木制度の活用を勧められて区に連絡をされたものです。造園業者による剪定は2年に1回程度で、病虫害、それから幹等に腐朽はなく、樹勢は良好な状況になっております。幹の状態はこういう形に、クロマツ特有の形になっております。

続きまして、市谷仲之町にありますムクノキです。こちらは民間のマンション、ここに大型の民間マンションがあるんですけれども、そちらの敷地内に生育するムクノキになります。

幹回り2.98メートル、樹高15メートルになります。マンションの敷地内の北東側の角の植え込み地に生育しております。大規模開発で大型マンションになった際、こちら幾つか小さい住宅がありましたが、全部一敷地で開発の際、やはりこの樹木はシンボルツリーとして残そうということになったものです。

ちょっと見にくいんですけども、こちら、マンション側が自主的に取りつけた樹名板もございまして、みんなで守ろうという思いが込められております。根元に子実体、コフキダケが確認されましたが、樹勢もよく生育良好ですので、指定の同意がございました。

北側区道上に越境している枝が電線にかからないように剪定されておまして、今回、マンションの管理人の方が区の「暮らしのガイド」の中で、保護樹木の指定の案内を見て御連絡をいただいたものでございます。

続きまして、保護生垣についてです。1件、26メートルの指定の同意がございました。樹種はカナメモチ、高さは1.35メートルになります。西落合三丁目でございます。こちらが全景になります。景観上優れ、良好な管理が行われているものを保護生垣として指定できますけれども、長さが15メートル以上のものが指定基準になっていますので、26メートルということで指定基準は満たしております。西側に7.3メートル、隅切り1.35メートル、南側で18メートルの長さで生育しております。生育良好なものになります。

指定の同意がございましたのは、以上2件になります。

続きまして、保護樹木の指定解除についてです。

解除につきましては、3件、3本の届け出がございました。昭和61年度に指定されましたクスノキ、同じく昭和61年度に指定されましたイチョウ、昭和48年に指定されましたスダジイです。具体的に写真をもって説明いたします。

若葉一丁目のクスノキです。こちらは、若葉一丁目の所有者のお宅とアパートが一体になっている敷地内に生育しているクスノキになります。幹回りが1.9メートル、高さが7.4メートルでございます。病虫害、腐朽等は見られませんでした。枝はやはり強剪定されておりました。

平成25年3月から所有者宅とアパート建てかえのお話がありまして、保護樹木の生育場所が、前の前面道路をセットバックする必要がございまして、セットバックとなるため、新宿区のほうに数回御相談がありました。区としては、移植等の検討をお願いして調整してきたところですけども、再度、10月に御連絡をいただきまして、指定解除の届け出がございました。アパートを建てかえる際に、先ほど言ったように、セットバックとして道路を抛出す

る部分に樹木がかかってしまうということと、あと、こちら側になりますけれども、窓先空地として空間の創出をしなくてはいけないエリアでして、やはり樹木をどうしても、忍びないんですけれども指定解除して、この後は伐採をしたいということでございました。既に電線にかかる部分については、何度も切られているという状態で、根元もちょっと生育箇所が狭い状態になってございます。

続きまして、2件目は、神楽坂六丁目のお寺の敷地内に生育しているイチョウです。こちらになります。指定年度が昭和61年度、幹回りが1.67メートル、高さ12メートルでしたが、現在は1.5メートルです。

9月に所有者から指定解除の御相談がありまして、現地立ち会いをさせていただきました。強剪定はされていたんですけれども、幹の状態は健全でして、東南の角地で区道に面して生育しており、葉が越境している状態でした。

指定解除理由としては、所有者である御住職夫婦がお年を重ねられまして、落ち葉の清掃を35年続けてきたんですけども、労力がなくて、区道を挟んだ向かいの店舗に落ち葉が吹き込んでしまうことと、道路上の落ち葉も雨の後は滑って危険で、1日3回の清掃に疲れてしまったという御相談がありました。そのために、ちょっと伐採をして枝葉を落としたいという御相談でした。また、マンホールにイチョウの葉が詰まって、勾配がこちらに向かって下がっていますけれども、そちらの下水のほうもたびたび越流することもありました。さらに、イチョウの根が、ここにちょうど水道管が入っているんですけれども、この割れもそうなんですけれども、イチョウの根が持ち上げて、今まで二、三回破損させているというのも理由の一つであるということでした。

新宿区としましては、せんだいの支援も含めて御提案したんですけれども、せんだいでも翌年から葉が出てしまうため、造園業者と相談して、どの位置で伐採するか決まったら連絡しますということでした。10月24日に連絡がございまして、10月30日にせんだい作業をしますという連絡を受け、当日、現地確認したところ、保護樹木のイチョウは高さ1.5メートルの位置で、門柱と同じ高さで切られていました。所有者は、造園業者から頭頂部に水が溜まって枯れてくる場合もあるけれども、枯れはしないとの説明を受けたそうですが、保護樹木としてはふさわしくないので指定の解除をしてほしいということで、再度この時点で届け出が出されました。

続いて3件目です。こちらは、新宿六丁目の神社の敷地内に生育するスダジイになります。指定年度は昭和48年度、幹回り1.8メートル、高さ5メートルのものです。ほかにも後ろに

大きいスダジイがありますので、わかりにくいんですが、現状はこの高さにおさまっているスダジイになります。

こちらは、10月12日の土曜日に強風で枝折れしたものです。私どもには、15日火曜日に所有者から連絡があり、現地確認したところ、折れた翌日に造園業者が上の部分をきちんとせん定しており枝葉の回収まで済んでいました。このような形で切ってございましたけれども、きちんと処理されていきました。

こちら道路に面しているんですけれども、道路沿いの1メートルぐらいの擁壁のところに生育しているので、倒木の危険性も含めまして新宿区のほうで再度、現地調査と、あと精密診断を、所有者の同意を得てさせていただきました。こちらはレジストグラフという貫入抵抗測定を見るものを実施いたしました。こちらの写真がちょうど調査をしているところになります。

腐朽の空洞率なんですけれども、56.5%と高い結果でして、通常、50%を超えた場合は倒木の危険があることを所有者に説明して、調査結果の写しもお渡ししたところ、危ないので指定を解除してほしいと、指定解除後に神社のほうで切ってしまいたいということで、指定解除の届け出がありました。今説明したこちらのレジストグラフですが、刃先の直径は3ミリ、軸で1.5ミリで、通常は長さが30センチですが、今回60センチも使用していますけれども、錐（キリ）を回転させながら、一定の速度で樹木に貫入して行って、樹木内部の腐朽及び空洞の規模を測定する調査方法です。

こちらが診断結果になりますけれども、黒の部分も空洞化しています。こちらが樹木を輪切りにした部分なんですけれども、空洞ですというような形での結果になっています。ここに腐朽率が65.5という形になっています。現地外観診断で我々が行ったときも、もう既に、ちょっと掘ってみたんですが、中から崩れ落ちるように、樹木の組織がばらばらばらという形で出てきておりました。

こちらがレジストグラフの結果なんですけれども、ここから貫入して、何センチかですずっと抵抗がなくなっていると。また、こちらについては、最初からずっと抵抗しなくなっているというような状況になっておりました。

続きまして、保護生垣の指定解除の届け出についてです。こちらについては、1件、41メートル、新宿七丁目にございますサワラになります。指定年度が平成3年度、樹種がサワラで、延長が41メートル、高さは今2メートルほどございます。

土地を売却しまして転居するために、指定解除したいとの御連絡をいただきました。これ

までは所有者で維持管理されておりまして、せん定もしていたんですけれども、やはり御夫婦の高齢化が進みまして、ここ数年、手を入れていなかったということで、せん定することも難しくなったということでもございました。また、売却条件が更地ということなので、指定を解除してほしいということだったんですが、こちらをご覧になっていただくと、数年手を入れていなかったせいもありまして、かなり損傷が激しくて、生育状況についても余り状態がよくなく、移植等も困難であるというような形の結果になりました。こちらが指定解除の届け出のあった生垣になります。

以上が、指定の同意及び指定解除の届け出のあったものの案件でございます。指定の同意及び指定解除の届け出がありましたものを含めると、前回の審議会の本数から、保護樹木については、公有地の保護樹木と民有地を合わせまして、件数としては、所有者件数は1件増えまして、本数の増減はないということになります。保護樹林は変わらず、保護生垣についても件数は変わらずですが、延長が15メートル、保護指定されているものが少なくなったという結果になっております。

以上になります。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ただ今の説明について、何か御質問、御意見がありましたらお聞かせいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

牛込警察署のイチョウの写真の最初のところに、ちょうど向かい側に同じような大きな木、あれは市谷小学校ですか。大きな木が。あれもイチョウ、保護樹木になっているのですか。

**事務局** これは街路樹です。

**熊谷会長** 街路樹。ああ、手前にあるんだ。写真上で大きく見えるだけですね。

**事務局** そうですね。ウバメガシですね。

**渡辺委員** 市谷小学校はずっと手前ですね。

**熊谷会長** ありがとうございます。

何か御質問ございますか。

どうぞ、椎名委員、お願いいたします。

**椎名委員** 解除の2番、イチョウですか。お寺さんでしたっけ。

**事務局** はい。

**椎名委員** これ、ちょっと写真を出してもらいたいんですけど、切ったところの写真をね。高さ1.5メートル。

**事務局** はい、そうです。1.5メートルです。

**椎名委員** これはすごく生育がいいですね。これは鶴岡八幡宮のはなかなかうまくいかなかったみたいですが、これだけの地肌であれだけの樹冠があったわけですから、出てきますね。恐らく90%は出てくると思います。落ち葉の問題をどうするかというのが、この御住職さんの一番の心配ですよ。ただ、樹木そのものからいうと、1.5メートルでしたっけ、幹回りの基準は、1.2メートルですか。

**事務局** 地上1.5メートルの高さで1.2メートル以上の幹回りです。

**椎名委員** 測れないことはないですね、要するに指定基準としてはね。一番てっぺんのところを測れば、当然基準を満たしているんですよ。将来的にいうと、私のあれでいけば、おそらく脇から何本か出てくるんですね、萌芽更新みたいに。それで、結構時間はかかりますけど、10年ぐらいたつとそれなりの木になるんですね。

こういうふうに切ったのはどうしてかというのがちょっと、おそらく御住職の方は若干の気持ち、やっぱり木の命というか、そここのところはなかなかやるわけにいかないなという、保護樹木を持った責任というか、もちろん御住職でいらっしゃるから、そういう気持ちもあるのかなと思いますけど、その部分の気持ち、保護樹木でどう応えていくかというのを、ここで指定解除を事務的にするのは簡単なんですけど、でもやっぱり、これで御住職さんの、しばらくは大丈夫ですよ、落ち葉もそんな量はないですから、出てきても。そうすると、しばらくは大丈夫だからこういう形なのかなというつもりで、造園業者も出てきますよと、おそらく経験的にわかっているからそう言っているんだと思いますね。私もそう思いますね。

だから、こういうものをどうするかというあれなんですね。御住職の気持ちというか、高齢になって掃くのも大変ですよ。こういうのをどうするかというのはかなり大きい問題ですね。やっぱり都市の生活と大きな樹木というのは共存させなきゃならないわけですね。ある意味、共存の一つの手段というか、ある意味しようがないですね、人間の生活が第一ですから。でもやっぱり木も生き物だし、大きくなった木を下で、造園業者としては根元で伐採するのはいとも簡単なことなんですよ。これはやっぱり気持ちなんですね。こういうもの、あれをどういうふうにあれしていくのかというのが、大きな課題なのかなというふうに思います。

結論はちょっと出ないのかなと思いますけども、こういうものも見ていってあげて、指定解除……。指定していても何年かは実害ないんですよ、御住職としては。だからそこら辺のあれを、私もよくわかりませんが、新宿あたりの稠密な都市、それから土地の価格も

高いですし、価値がありますから、そういう中では、こういう形のもが出てくるのも致し方ないなど。それはこういうものに対してどういうふうに対応していくのかという、何か手だてを、気持ちをもう一つ、先まで延ばして見えるような、何かないのかなというのが感想です。

あともう一つ、これは余計なことなんですけども、保護生垣の1番、カナメモチ、指定のほうですね。これは最近、ごま色斑点病というのが出ますので、葉っぱが落ちちゃうんですね。斑点ができて、葉っぱがどんどん落ちちゃうんですよ。だから、その対策なんかは区の方で、全部やってあげるかどうかは別として、早く見つけてあげて、下に落ちたやつをみんな片づけて、春先に殺菌剤をまいてやれば、出てくる芽は何とかなりますので、これは伝染病なんで、そういうのも、カナメモチの生垣がいっぱいあれば、何か対策してあげるといいですね。そうじゃないと、移りだすとわっと広がりますので、葉っぱが落ちちゃいますのでね。御存じでしょうけど。ということです。

**熊谷会長** ありがとうございます。

渡辺委員、お願いいたします。

**渡辺委員** 今の解除のほうで、神楽坂六丁目なんですけども、ちょうど上がっていくと、私の家の近くで、今までイチョウの大きい木があるというのを、毎日歩いていて気がつかなかったんですね。ああいうふうに切られたのも、今、写真で見て初めてわかったんですけども、この通りはそれほどたくさん木のある通りじゃないので、もし切ったままで指定できるんだったら、そのままに残していただきたいですよ。簡単に解除すると、またもしかして根元から切っちゃうということもあるかなと。

こちらのお宅は、境内を駐車場にお使いになっていらっしゃるの、境内に余り木はないんですね。確かに御住職様も御高齢だと思うんですけども、多分、次の方がいらっしゃると思いますので、残していただくと、まちにとってはうれしい。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございます。

いかがでしょうか。いずれにしても、この審議会で解除か指定というのを認めない限り、審議事項ですので、既に切られてしまっているから解除と、そういうわけでもありませんので、逆に指定も、カナメモチについては現段階ではまだ指定されていないわけですので、御意見があればお伺いしたいと思います。

清掃のほうはどうなっているのか。

**事務局** 清掃につきましては、保護樹林については、袋に集めていただければ、こちらが回収という支援をしていますけれども、1本お持ちの方については個人で処理していただいているということになります。

**熊谷会長** それは、例えば助成金を、著しく落ち葉が周辺に対して影響が大きいなんていう場合は、多少ふやして清掃費として、特に高齢化されているような所有者の方には、本人にやっていただくのがあれなので、毎日というわけにいかないでしょうけども、そういうことはできるんですか。今の助成している金額というのは清掃の部分も含んでいるんですか。含んでいないでしょう。どうなんですか。

**事務局** 今は1本当たり年間9,000円という形になりますので、月割りにすると……

**熊谷会長** 9,000円やるから、あとは勝手にやると、こういうこと。

**事務局** という形になっております。特に今回のお寺さんに関して申し上げるならば、指定をどうしても解除してほしいと。1.5メートルの高さで残して生かしておくけれども、指定自体を解除してほしいというお願いなんです。

というのは、ほかの案件でもちょっと見られる状況なんですけれども、保護樹木であるというプレートがついていることによって、周囲の住民からのプレッシャーに耐えられないという所有者の方からの相談が何件かはあるんですね。保護樹木に指定されているから、区から助成してもらっているんだから、きちんとやってほしいという要望がきたり、保護樹木なんだからという形でのプレッシャーがとてめかかるので、プレートを外してその責務から逃れたいという御相談があるのは確かです。今回も私どもからは、これだけ立派なのでせんだの支援により、枝葉がなくなることで御協力できるんじゃないかと思って御提案もしました。ボリュームがなくなるのでどうでしょうということも申し上げたんですが。ご検討いただいた結果として、枯らせるのは忍びないので、1.5メートルの高さで切って、まだ生きているという形にしたとおっしゃっていましたが、ちょっと難しい事情がおありのようなので、一応、指定解除の届け出についてはお預かりしてまいりました。

**熊谷会長** わかりました。

私が申し上げたかったのは、ほかのところでもそうだと思うんですけど、1本9,000円だとプレッシャーにはとても勝てないというか、9,000円では何とも不釣り合いぐらいなプレッシャーがかかっているわけだから、区としても保護樹木にしたら何らかの手だてを考えて、考えられるのは、区の清掃の費用を上げて、その一連の道路清掃の中で、できるだけ保護樹木のところは手厚くすると。それは公共的な道路の清掃なんだから、何も個人の樹木を持つ

ている人が周辺の道路まで出ていかななくてすむようにする。私もよく知っていますが、何百メートルも先まで葉っぱが行っていると、朝早くからそういうのを全部集めてこられている方をいっぱい見ているので、それも朝早く、皆さんが出てくるよりも前に、気づく前に、例えばケヤキならケヤキの葉っぱはわかるじゃないですか。そういう努力をされている方がいっぱいいるので、そういう方は決してお金が欲しいとかというんじゃないで、まちをきれいにしておくのが務めだと思って、その代償として、きれいに掃除しているから自分のところの木も切らずにというか、そういう関係があるんですよ、実際に。

だから、それに対して、どうしてもここで決めて、指定だ、解除だというだけじゃなくて、何らかの、今までどおりではなくて、先ほど椎名委員も言われましたけど、将来に向けて少しずつ改善していくような、そういうような取り組みを、審議会なり、あるいはみどり公園課なりがやっているということ、例えばこういう通信、後でありますけど、こういうところで宣伝していくとか。つまり、一般の区民の方から理解を得られない限り、非常に難しい作業だと思うんですよ、保護樹木を維持していくというのは。

だから、区のみどり公園課と所有者だけの関係じゃなくて、区民の方が少しでも理解を深めていただくことが重要です。

**みどり公園課長** いろいろ御議論いただき、ありがとうございます。

今回のお寺さんに関しては、いろいろ過去のいきさつとか事情等ありますけれども、今回に関しては、解除したいといったようなお申し出であるということでございます。

ただ、先ほど来、委員の皆様から御意見がございましたように、こういったケースのときにどうするのかということは、私どもも非常に悩ましくて、ただ一方で、きちんと樹勢を保って、それなりの手入れをしているという保護樹木も多数ございまして、それらと比較してどうなのかという点で申しますと、残念ながら、それらと同等な保護樹木であるというふうに見るのは、一般の理解を得るという点ではなかなか難しいのかなというのが正直なところでございます。

ただ、お寺さんですから、残った木の幹も当分の間残るんだらうと。私どももしっかり、保護樹木として今回解除させていただこうとは思っておりますけれども、引き続き見守って、いつかの暁には、保護樹木としてふさわしいということであれば、また指定していくということも考えてございます。

あと、助成金の額は、私どもも少ないということはいろいろ御意見いただきますけれども、多くの所有者の皆さんから聞く話では、金額ではないと。さっき会長もおっしゃいましたけ

れども、守っていく気持ちなんだよということを常々所有者の方からは耳にするところがございます。

後で御報告を差し上げますが、保護樹木通信というのを今回作らせていただきました。保護樹木のプレートがついていて助成金をもらっているからちゃんとやれとか、そういう議論にするのではなくて、区も所有者も一体となって、新宿区のみどりを守っていこうという気持ちの上で、この保護樹木制度が成り立っているということを内外にPRする、こういったことも私どもの務めかなと思っておるところでございます。

**熊谷会長** どうぞ。

**鶴田委員** この間もお話を伺ったデータベースがあると思うんですね。こういう残念な木はぜひ記録を残して、解除と一緒に消去するのではなくて、復活が待たれているというコメントをつけて残しておくとかということが、今後の引き継いでいく面では大事なかなと思います。

**熊谷会長** 副会長。

**興水副会長** 保護樹木というのと同じ扱いはもう無理だろうと思いますね。ですから、大事に見守っていこうということであれば、やっぱり別な考え方を入れなきゃだめだろうと思いますね。どういうことかということ、名前が適当かどうかわからないんですけども、所有者の方も大変思い入れがあって伐採するのは忍びないと。造園屋さんも、この辺で寸胴（ずんど）切りにしておけば、もしかしたら復活するかもしれない、復活させようということで、ぎりぎりの選択でやっている処置なんですよ。幹は残っているわけですし、所有者の方の思い入れがずっとそこにしみ込んでいますから、保護樹木ではなくて、思い出樹木とか何か、ちょっとふやっとした名前ですが、うまくアイデアが出ないんですけど、そういう人の心がしみ込んだ樹木ですよみたいなことでもって、地域が見守っていくというような、そういう制度が、区の制度としてなじむかどうかは検討する余地があるんですけども、保護樹木を指定解除しました、はいゼロですというのは、我々としても心が痛むというか、それでいいのかなというふうに気持ちを引きずるので、考えていただきたいと思うんです。

保護樹木ではない、新しい何か、思い出横丁じゃないですけど。この通信に載せてずっとフォローしていくこともいいんですけども、保護樹木ではないと私は思いますから、別な形だろうと思っていますので、ぜひ検討していただきたい。そうすると、そういうのがあったら、切り倒さないで少し残して、思い出として残しておこうよという人がまたあらわれるかもしれない、別な案件で。ということもありそうなので、御検討いただきたいと思いますし、私たちも少し考えてみたいという気がしています。よろしくお願いします。

それからもう一つ、警察の話なんですけども、公有地の保護樹木の指定第1号が警察署というのは、私は非常に象徴的だと思って、さっきから考えているんです。なぜかという、警察というのは樹木に対して今まで非常に冷淡でした。非常に冷淡なんです。例えば、信号が見えないから街路樹を切れというのを平気で言うんですね。道路管理者に、あの街路樹は邪魔だから切ってくれと、信号が見えないから危険だから切れと。そうすると、警察が言ったら絶対抵抗できませんから、道路管理者は街路樹を切ってしまうわけですね。強剪定するとか。それから、私の家の近くで交差点の角地に大きな樹木があったんですね。それが左折、右折で見えにくいと、安全上非常に危険だから切れと警察から言われて、切っちゃったんですね。

そういう警察が保護樹木の指定に同意したというのは、私は非常に画期的なことだと思っているんです。なぜかという、ちょっと写真を出していただけますか。あの車の出入り口のところで、あの木があると車が出にくいですよ。それから、右が見えないと、車が出てくるときに危険だとかというふうに言う人が必ずいるんじゃないかと思うんです、警察の中に。それでもあえてあの木を残して保護樹木にして、ずっと大事にしていこうと。車が入りするときも、そんなに危険じゃないというふうに判断したのかどうかわかりませんが、普通だったらあの木は、車の出入りに視距がとれないから切れというふうに、警察だったら言うだろうと思うんですね。現場を私、近くまで行ったことがないのでわかりませんが、そんな感じが写真ではする木なんです。それを保護樹木にして守っていこうということは、相当な覚悟がないとできない。

ということで、この後、警察は、この保護樹木に対してどういう扱いをするのかというのは、非常に興味があるといいますか、関心があります。そのことまでお話をして、わかっていただいて納得して、警察は保護樹木でオーケーですと言われたのかどうかということも含めて、事情が許す範囲でもう少し細かく説明をいただければと思いますけど、いかがでしょうか。

**みどり公園課長** 公共用地の保護樹木指定、牛込警察署が第1号でございますけれども、説明に際しては、先ほど来、御説明したこと等を含めて、私どもも、この樹木を保護樹木第1号として、広く広報ですとかホームページとか、そういったものを使ってPRしていきたいということをお話ししました。

それを受けて警察署さんが中でどういう扱いをするのか、そこまでは存じ上げないところではございますけれども、実はこのイチョウの根元に小さな祠（ほこら）がありまして、そ

ここにお水とか塩なんか盛ってあるということで、警察さんもこの樹木を何らかのスピリチュアルな対象として捉えていらっしゃる、そういったところも保護に前向きな一因ではないかと考えております。

**興水副会長** ということになると話はちょっと変わってくるんですね。スピリチュアルなものでしょう。それを公物管理で、公共のお金を使って管理するというのはどうかと、そこまで話がいくんですね。そういうことに対して敏感な区民もいないとも限らない。その問題が残る。

それから、警察署内部はどうなっているかわからないという、私はそれは少し責任感が足りないなと思っています。警察署長までちゃんとオーケーをとったのかどうか、あるいは内部の組織の中の施設担当者の係長がいいと言ったのか、管理責任というものはどこにあるのかということは、ちゃんととっておかなきゃ、適当にやってくれるでしょうというのは、これはやっぱり区としてはまずいですよ、はっきり申し上げて。

**みどり公園課長** 失礼いたしました。さっきの祠（ほくら）の話は外観で見た限りの話でして、直接、署の方からお伺いしたことでございますので、申し添えます。

それと、どこまで同意をとったかということですが、これは当然、組織と組織ということでやっております、お話ししたのは御担当の会計部門の課長代理さんですが、きちんと署長まで話を上げていただいて、署長の公印でもって同意をいただいております。そういったことでしっかり、基本的な管理は署のほうでなさっているそうなんですけれども、定期的な剪定は、余りにも大きいので、警視庁のほうの施設課というんですか、そちらのほうで定期的な剪定は行っているということでございました。

**興水副会長** わかりました。それで結構だと思いますので、公有地の保護樹木の指定については、初めはどういうふうに協議を持って行って、最後はどこで責任者がちゃんと同意をして決めるんだという手続のプロセスみたいなものは、やっぱりはっきりさせておかないと、何となくなりましたではない。それから、その手続はこういうふうにしてやりましたということもこの審議会に御報告、1度御報告でいいと思うんですけれども、していただかないと、ただ何となくというのではちょっと心配なので、その辺よろしく願いいたします。

以上です。結構です。

**熊谷会長** 貴重な御意見、ありがとうございました。

日南田委員、どうぞ。

**日南田委員** 樹木に関しては丸っきりの素人でよくわからないんですけど、先ほどのお寺さ

んの1.5メートルで伐採されたというイチョウの木に関して、そのイチョウの木が、要するに新芽を出すにはどれくらいの期間を見ればいいんですか。その木によって違うんですか。

**熊谷会長** これは椎名委員にお答えいただけますか。樹種によっても違いますし、イチョウでも多少差はあると思いますけど。これ、雌ですか、雄ですか。多分、意外と早いような気がしますけど。

**事務局** このお寺のは雄ですね。雌は牛込警察署になります。

**日南田委員** そうなんですか。雌と雄でやっぱり違うんですか。

**椎名委員** 雄、雌は余り関係ないと思います。

**日南田委員** 雌と雄がないと実がならないとは聞きますけれど、どれくらいで出るのかなと思ったので、清掃のお金が必要なぐらいの期間がどれくらいか。

**椎名委員** 一般的に言いますと、上を切ると、だんだん根のほうも衰退してくるんですね。根も小さくなっちゃうんです。でも、まだ養分が残っていますので、力は残っているから、これ、いつでしたっけ、切ったのは。10月ぐらい。いずれにしても去年の秋以降。

**事務局** はい、そうです。10月30日です。

**椎名委員** 10月ね。そうすると、落葉樹ですからこれから芽が出ますよね、今年の4月ごろに。先ほど90%と申し上げましたけれども、おそらく90%ぐらいの確率で、今年、小さい、ちょっと写真を……。切り口と書いてあるでしょう。あれが一番上なんですよ。あそこの脇から出てくるんですよ。おそらく来年の4月、90%ぐらいの確率で出てくると思います。それが真っすぐ伸びていきます。

ですから、通常こういうことはやられていまして、例えば高さを制御する。余り高くなって困るといときに、上を切って、例えば3メートルか4メートルくらい切って、低くなるじゃないですか。20メートルが17メートルになるでしょう。そうすると、またそこから立ち上げて芽を出させて、18メートルぐらいの、前からすると2メートルぐらい低くなって、形はそんなに変わらないと、そういう手法が、例えば絵画館のところなんかは、おそらく高さを調整するので、みんなそろっているでしょう、上が。それは高くなったやつを調整して、みんな合わせているんですね。そういうことをやっているんですね。それと同じように、出てくるはずなんです。

ですから、10年ぐらいたてば立派な、そんなに、前ほど高くはないけども、それなりの木になると思います。

**日南田委員** ありがとうございます。

木の生命力の強さというのが、私も前に一度感じたことがあるんですけど、うちの庭に、昭和45年、40年ぐらい前なんですけど、柿の木があったんです。それで、家を建て直すのにその木がどうしても邪魔で、富有柿で毎年実をつけていたんです。すごくおいしい柿だったんですが、それをどうしても切らなければ庭が狭くなっちゃって建てられないということで、それこそ悩んだあげくだったんですけど、切っちゃったんですね。

それで家を建てて、庭全部を、素人ですけどコンクリートを打ったんですね、柿の木の上も全部、植わっていたところも。根まで掘れなかったんですよ。すごく根が張ってしまって、枝と同じぐらいに根も張るということだと、かなりの根が張っていたと思うんで、掘り起こされなかったので、そのまま埋めてコンクリートを打ったんですね。そしたら、2年ぐらいたってからでしょうか、コンクリートの割れ目から柿の木の芽が出てきたので、びっくりしちゃったという記憶があるんですけど、やっぱり命はすごいんだなと思いました。そういうことです。

**熊谷会長** ありがとうございます。

渋江委員、お願いいたします。

**渋江委員** 先ほどのお寺のイチョウの話に戻りますけれども、やはりここでお話を伺っていると、落ち葉の清掃が問題で指定を解除したい、あるいはその前に剪定をしまして指定を解除というパターンが、非常に心が痛む例としては心に残ることが多いんですけども、現在行われている財政的な援助というのは、1パターンこのままでいいと思うんですが、そうではなくて、御高齢の方ですとか、あるいは近隣住民から苦情が多いパターン、そういうときにもう1パターンぐらい、財政援助ではない、人的な援助のパターンというのを用意してもいいのかなというふうに少し思っています。区民の方のある期間の清掃隊であるとか、そういうことは今後何か御検討いただければなというふうに思いました。

それからもう1点、これはもう既に御説明があったのかもしれませんが、質問させていただきたいんですが、今回、警察署のほうのイチョウというのが第1回の公有地の保護樹木で指定になったということで、大変喜ばしいことだと思うんですが、これは公有地は保護樹木だけで、保護生垣あるいは樹林がない理由が、私がちょっとわからないので、御説明があったのかもしれませんが、もう一度御説明いただけますでしょうか。

**熊谷会長** それでは課長、御質問のほうからお答えして。

**みどり公園課長** 今回、保護樹木については指定要綱を定めましたが、生垣、それから樹林ということでは、まだ具体的な対象物がどんなものがあるのかということがまだ十分把

握しておらず、区内を見れば大体わかるんですけども、なかなか対象にしづらいなところがございます、今回については樹木だけで要綱を定めてございます。

**渋江委員** そうしますと、資料3の公有地樹木の指定要綱というところは樹木だけですけども、生垣や樹林というのもほかに要綱があるということですか。

**みどり公園課長** 生垣と樹林についての要綱というのは、今回、定めていないところがございます。また将来的にそういったものができそうだというところで、追加したいなというふうに考えてございます。

**熊谷会長** それでは、いかがでしょうか。まず公有地の……。

**小池委員** ちょっと。

**熊谷会長** 何か。どちらのあれですか。公有地のほう。

**小池委員** 今、渋江委員がおっしゃったことに関連することなんですけど、落ち葉というものが非常に保護樹木の問題になっていると。これは私、素人で考えたんですけども、私の家もモミジとかカキとかサクラとか、樹齢60年ぐらいのものがいっぱいありまして、秋になると落ち葉が大変で、道のほうには余り行かないんですけど、庭が埋もれてしまって、一人でそれを掃除すると、1週間に月曜と木曜の燃えるごみの日に袋に3杯ぐらい出さなきゃいけない。

それで考えまして、保護樹林というのはせん定ができるのか、許可されるのかわからないんですけども、考えて、私の家は植木屋さんに10月に入ってもらったんです。10月に入って、それでせん定してもらったら、落ち葉が例年の3分の1ぐらいになったので、もしせん定することが保護樹林で許されるんだとしたら、落ち葉の前にせん定してしまえば、私の経験からすると落ち葉がかなり少なくなる。それも劇的に少なくなるので、そういうことも一つのアイデアとしては考えられないかなと思いました。

それから、区のほうで、困っている方がいたら、例えば助成金じゃなくて、剪定の助成みたいなものもされたらどうかと思いました。

**熊谷会長** ありがとうございます。

椎名委員。

**椎名委員** 落ち葉の問題が大分出ているんですけども、恐らくこれから所有者の高齢化が進むと思いますので、この問題、今、いろいろな方がおっしゃっていたように大きな問題になってくるのではないかと。一方では、一般の人は、保護樹木だからお金をもらっているんだから、当然だというような気持ちが強くなってくると思うんですね。

そういう点では、一般の人に知らせるという意味で、どうでしょう、これは提案なんです

けど、落ち葉量の計測というか、これをちょっと、木によって違いはあるんですけども、やってみる。それから、落ち葉の期間というのがあるんですよね。一遍に全部落ちるわけじゃなくて、毎日落ちますから、清掃は毎日やらなきゃならないですね。周りの人が、おたく、困っていると。でも、私の調べた範囲では、最高裁の判例としては、落ち葉は自然現象なんですよ。ですから、賠償やなんか訴訟が起きても、持ち主の方は一般的には法律的には大丈夫なんですよ。でも、近隣的にはそうはいかないですからね。

でも、期間と落ち葉の量が具体的にどのぐらいになるのか、例えば新宿区の指定のごみ袋でこのぐらいになりましたみたいな写真とか、そういうものをちゃんと量ってあげて、できれば樹種ごととか、今、せんだの有無とかありましたけども、ちょっと大変ですけども、やっぱりそういうものを明確にされて、そういうもののデータでいろんな根拠にして、やられるというほうがいいんじゃないですか。

そういうものがないと、落ち葉、落ち葉と言っているだけで、単に感情的に言っているだけじゃなくて、これだけのものをこの家の人には清掃しているんですよ。実際には道路ですから、自分ちの中はきっと、手が回らなきゃしていないんですよ。だけど道路はせざるを得ないですね。一生懸命やっていたら。そういう面でも、そういうものはっきりさせる必要があるのかなという気がしますけども。

**熊谷会長** またいろいろ課題が御提案されましたけど、落ち葉の問題は、指定解除ともまた別で非常に大きな問題なので、私は都市計画の問題だと思っているんです。樹木を管理するみどり公園課だけではとても対応し切れない。昔はそういう人たちが全部、自分の家の前は少なくともということでやって成り立っていた清掃が、ほとんどやらなくなりました。むしろマンションに来た若い人なんていうのは、ごみもろくにきちんと出さないし、そういう人たちが住んでいるまちで、果たしてみどり公園課の樹木の清掃だけで済む話ではないし、かえって場合によっては、落ち葉は散らかっていたほうが、一般の人がこれをどうしてきれいにしなきゃならないか考えるんじゃないかということも思うんです。

だから、若い連中と言ったら失礼ですけど、まだなれていない住まい方とか住民の人たちには、落葉はといを詰まらせ、下水を詰まらせるので、自分たち自らでそれを排除しないと住んでいけないということ、理解してもらおうことじゃないかと思っています。ぜひ、樹木の担当しているみどり公園課だけで抱え込んでいないで、周りの都市計画とかまちづくりとか、そういうところとぜひ協力して新宿のまち自体をよくするという、そっちで議論していただければと思いますので、私のほうからもできれば区長のほうに申し上げますけど、それ

どれ審議会がありますから、多分、非常に象徴的だと思うんですね、保護樹木は。保護樹木というのは、みんながわかりやすいんですけど、実は責任とか、義務とか何かが非常に曖昧なものです。そこで、他の審議会に対して、皆さんの今日いただいた御意見も含めて伝えるようにさせていただきたいと思います。

時間が余りないので、この審議事項を進めたいと思うんですが、まず公有地の保護樹木の指定については、いかがでしょうか。今回見合わせるという方法もあるんですが、私としてはこれはぜひ、日本で、あるいは東京都で初めての案件ですから。全く逆なんですよ、システムとしては。普通は区の貴重なものを都が取り上げて、それを都が受け継いで、それがさらに、より貴重だったら国がという、文化財なんかも全部そうですよね。区で貴重だと思って頑張っていたのが、それを都が都の文化財にして、それがさらに貴重であることは文化庁というか、国が。ですから本来ならば、立派な木であったら、都がちゃんとそれを管理して、国が管理して、これが文化財の一つの考え方なんですけど、それを今回、丸っきり逆に、国とか都の立派な財産を区民のために、できるだけ顕在化させるというか、そういう試みですので、私はぜひこれを実現させていただければ、審議会の委員の皆さん方にもある意味で御期待に沿えるというか、そんな気がしております。

ただ、さっき副会長からもちょっとありましたけど、これには結構いろんなハードルがまだ残っていますので、これから担当の、特に課長、部長初め区長にもちょっと頑張っていたかないと。でも、1回乗り越えていけば、先が大きな期待が持てると思いますので、私個人としても頑張りたいと思いますし、ぜひ審議委員の皆様にもフォローしていただいていると思いますが、いかがでしょうか。お認めいただけますでしょうか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは、次に民有地の保護樹木についてはいかがでしょうか。解除はまかりならんという声があればあれですけども、そこまで、いずれまた復活したときには、再度、俎上(そじょう)にのせるというような、そういう温かいお言葉もありましたので、しばらくじっと様子を見せていただくということで、今回は解除に同意をさせていただくということで、よろしいでしょうか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

**熊谷会長** ありがとうございます。

おかげさまでありがとうございました。保護樹木等の指定及び解除については、本日の審

議の結果、原案のとおりお認めをいただいたことにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

熊谷会長 ありがとうございました。

---

### ◎報告

熊谷会長 それでは、続いて報告事項に入ります。

事務局からお願いいたします。

みどり公園課長 御審議ありがとうございました。

それでは、報告事項について御説明をいたします。

報告事項(1)の新宿区みどりの文化財(公有地樹木)指定要綱の制定につきましては、先ほど御説明申し上げましたので、省略いたしまして、(2)の保護樹木通信の発行について御報告をさせていただきます。

資料4をごらんください。

前回の審議会でもそうですけれども、これまで保護樹木に関しては、生き物でもありますし、指定したら終わり、またいきなり解除ということではなくて、指定後に区と所有者がどのようなかわりを持ってきたかといったプロセスが大事であると、そういった御意見をこれまでたくさんいただいております。この保護樹木通信はそのプロセス管理の一環でもあるんですけれども、保護樹木の所有者と私ども区との情報交換の一つ、また保護樹木の所有者同士の情報共有の一つとして、保護樹木通信第1号を昨年秋に発行させていただきました。

内容につきましては、保護樹木制度が発足しましてからちょうど40年が経過しましたので、このことを踏まえて、保護樹木指定第1号の所有者の方に、保護指定しましたエノキなんですけれども、こちらの由来ですとか管理上苦勞していること、また、たくさん野鳥ですとか昆虫がやってくると、そういった樹木があることによって生まれる効果ということもお話を伺いまして、このことを記事にさせていただいております。

この保護樹木通信は、昨年11月に各所有者には送ってございます。今後もこの保護樹木通信を定期的に発行いたしまして、区と所有者等のほか、所有者同士の情報交換の場として活用させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

熊谷会長 ありがとうございました。

ただいまの報告事項について、いかがでしょうか。保護樹木通信の発行について。

椎名委員、お願いいたします。

**椎名委員** 持ち主の方にこれをお配りというんですけども、先ほど落ち葉の量みたいな話もしましたけども、例えば半分は一般区民用、半分は持ち主用とか、それで区のいろんな施設に、当然置くんでしょ、これ。だから、おそらく持ち主だけじゃないですね。この部分は1号の方ですから、当然、一般区民の方が1号はどんなふう頑張ってきたのかなんてわかりますよね。2枚目はポイントやなんか書いてあるから、むしろ持ち主の方が見る。だから、そういう意識を持って、区のいろんな施設に、図書館とか置けるような編集というか、されて、どれだけ苦勞なさっているかみたいのを一般の区民の方に知っていただくというようなことも考えていただければと思います。これでいいと思いますけど、そこを意識してやっていただければいいと思います。

**みどり公園課長** 本日、いろいろ議論いただいた中で、保護樹木の所有者だけではなくて、それ以外の一般の区民の方にも、保護樹木ってどういうものなのかということを知っていただく機会として、この保護樹木通信は非常に役立つと思いますので、そういった形で、どういう形で置けるのかとか、公開の仕方等ございますので、ちょっと考えさせていただきますが、そういう方向で検討していきたいと思っております。

**熊谷会長** これは別途、保護樹木通信の予算をきちっととってやっているんじゃないんですか。これは来年度からやったほうがいい。こんなのボランティアでやったんじゃ。だからそうやってきちっと、審議会の会長としては、ばっちりした大きいものがあると思う。そして、きちっと専任の担当する人と予算をつけて、それで、例えば公有地の保護樹木なんていったら物すごく話題性があるから、都とか国とか、それから新聞社に持って行って、そういうふうになればみんなに認められて、保護樹木に対する予算措置も、区の財政もちゃんと考えると思います。

前から言っているんですけど、みどり公園課は本当にいいことをやっているんだから、区の内部でも非常に、縁の下の力持ちみたいなことじゃなくて第一線で頑張ってもらえるように、そういうふうにしていただかないと。

ということで、部長、課長にも、ちゃんと予算化する努力をお願いします。保護樹木通信に保護樹木物語と書いてあるということは、続くんでしょ。

**渡辺委員** 各地域センターには地区協議会というのがございますよね。私も入って、ぜひ地区協にお送りいただきたいと思っております、手始めに。皆さん、こういうの、いっぱい来ますよね、

チラシが。結局いただいても、町会の回覧板が来ても、ぽんとあれしちゃう場合があるんですけども、組織として意識を持ってやっていらっしゃるところにまずお配りになると、そこから話題が広がっていくんじゃないかなと思いました。

**日南田委員** 私も考えていたんですけど、すごく親しみがあっていいんじゃないでしょうか。余り立派なのだとちょっと、作るほうも大変だと思いますし、これがいいと思うんです。

**小池委員** 小学生とか中学生とかには、ちょっと難しいかもしれませんね。

**渡辺委員** ちょっとごめんなさいね。小学校とか中学校に配るためには、すごく先生の手を煩わせるらしいですね。学校は年中こんなに来るんですって。それを配るだけで、1年生なんか30分ぐらい下校時間が遅くなる場合もあるということを伺いましたので……。

**小池委員** 難しいんですね。

**渡辺委員** 私の感じでは、これを小学生、中学生というのは……。

**鶴田委員** 壁新聞に張っていただくとかね。

**日南田委員** 今、地区協の話が出たんですけど、町会連合会でも、こういうチラシをいっぱい町会のほうに届けていただくと、掲示板に張ったり回覧板で回したりと、皆さんにお知らせする手段は結構ありますので、そういうところも利用していただければいいのかなと思います。

**熊谷会長** それだけたくさん刷るとなると予算が要る。

**日南田委員** でも、こういうのだったら紙代だけでという感じですよ。

**熊谷会長** そうでもないですよ。これ、カラーだからコピーだと物すごく高いんですよ。変にあれするより印刷しちゃったほうが安いです。

**日南田委員** そうなんですか。

**熊谷会長** これが結果的に一番高いんですよ。だから、ちゃんとした製本のほうがお安くなっちゃう。時間も早くて。

**日南田委員** 部数が多くなると高くなるわけですね。

**熊谷会長** そうなんです。金がかかって小汚いのはよくない。

**椎名委員** たびたびすみませんが、ちょっと申し忘れましたけど、この保護樹木通信というのは、私はすばらしいものだということを前提にいろんなことを申し上げているわけで、いろいろいちゃもんつけていますけど、こういうことをやっているところはおおそくないと思います。これは新宿区が初めてこういうことをやる。なおかつ通信というのは、例えば1年に何回か出してくれるんだなという予告にもなっていますし、単にパンフレットだけじゃなく

て、新しい、今の保護樹木のニュースというか、状況を説明しようという意欲というか、そういうものがあふれていると思いますので、これ自体は素晴らしいものだと思いますよ。その上でいろいろ申し上げているわけでございます。どうも失礼しました。

**熊谷会長** お褒めの言葉、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

**鶴田委員** 具体的に、このパンフレットをつくる予算はあると思うんですけど、すごく簡単に、保護樹木ってこういう制度で、こういう支援が受けられますみたいなのを裏面にして、表面はこの物語を載せて、なるべく多くの方に見ていただける方法にすると、例えば保護樹木ですごくお金をもらっているだろうとかという誤解も解けるでしょうし、そういう指定があるならうちの木もやってみようかしらと思う方も、こういう思いのこもった持ち主の方のストーリーがついているほうが、こういうものよりも多分目にとまる可能性があるかなという気がしました。

**小池委員** 愛情がすごく伝わってきて、素晴らしいと思うんです、私。

**熊谷会長** 皆さんの期待は大きいようですが、女性の委員の方は広く配りなさいとおっしゃるし、私が言っているのは効果的などころへ。だから、それこそ警察署とか警視庁とか、あるいは文化庁とか、そういうところへぜひ配っていただいて。場合によっては私か副会長が持って行っていいですよ。

**みどり公園課長** いろいろ厳しい御意見もございましたが、今回、第1号ということで、手探り感もありましたけれども、手づくりで私どものできる範囲だと申しますか、やらせていただきました。また御意見を踏まえて、次回、どういうものをつくっていくかということは検討させていただきたいと思います。

それから、今回指定に同意いただきました牛込警察署のイチョウに関しても、次の号あたりで大きく取り上げることができればなというふうに考えてございます。

以上です。

**熊谷会長** ありがとうございました。

それでは、報告事項はこれで終わりとさせていただきます。

---

### ◎連絡事項等

**熊谷会長** 連絡事項があれば、事務局からお願いをしたいと思います。

**みどり公園課長** それでは、連絡事項でございます。

次回の審議会につきましては、平成26年度に入ってから9月上旬に開催する予定でございます。

ます。委員の皆様には改めて御連絡をいたします。

なお、保護樹木等の指定解除につきまして、急を要する案件が生じた場合には、別途、小委員会を招集していただく予定ですので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

何か御質問なり御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

**越野委員** すみません。最後にちょっと、資料2についてなんですけども、実は一番下のところの増減がちょっと、ああ増1件なんだというのを思いまして、見方がよくわからなかったのと、つまりここには保護樹木も入っているんだなということで、見方がわかっていないのかもしれないので、公有地の保護樹木なんかは括弧書きとか別書きにさせていただけると、増えていったなとかということもわかりやすくなるのかなと思いましたので、そのようにしていただけるとありがたいなと思いました。

資料2の一番最後の推移、増減についてのところは、まだ見方がよくわかっていないのか、資料2の一番下の増減がプラス1となっているのがいまだに理解ができていないんですけど、わかりづらかったのと、ここに公有地と保護樹木が一括して入っているというところもわかりづらいのかなと思ったので、公有地の保護樹木については、括弧書きとか別書きとかしていただいていたほうが、認識がしやすいというのがあるのかなと思いましたので、提案いたしました。

**熊谷会長** そうですね。御指摘のとおり。これは本日の資料だから、公有地の指定を入れておいていただいて。

**みどり公園課長** 失礼いたしました。表がわかりにくくて、今回、指定の本数自体はプラスマイナスゼロでございまして、所有者さんが1人ふえたというふうな認識でよろしいかと存じます。御指摘のとおり、公有地の保護樹木についてはわかりやすいような形で、次回は表記させていただきたいと考えてございます。

**熊谷会長** この資料は直しておいたほうがいいね。御指摘ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

なければ、時間も迫ってまいりましたので、本日の審議会はこれで終了とさせていただきますが、昨年の暮れあたりから、今年度は今年度なんですけど、事務局が非常に果敢にいろんな新しい試みに挑戦をしていただいて、御意見としては、委員の方々から公有地のみどり

もすべきだねというような御意見をいただいたんですが、こんなに早く要綱までつくっていただき、さらに具体的に警視庁に、あるいは牛込警察署に打診をしていただき、同意を得るなんていうことは、私としても全く予想だにもしていませんでしたので、事務局には非常に感謝と、それから敬意を表したいと思います。

それから、それについてまたいろいろ、通信とかこういうことも具体的にやっていただき、ということは、今までの事務局は何だったのかというぐらいに、今度は大変一生懸命、前向きにやっていただいているので、多分これから少し摩擦が起こるかもしれませんが、他の区とか、あるいは都とか。でも、それはともかく委員の方々、ぜひ事務局をフォローしていただくように、よろしくお願ひしたいと思います。変なことを言う奴がいたら叱りつけていただいて。多分、この牛込警察署を突破口にすれば、防衛省のあの立派な樹木が、かなり私としては可能性が高くなってくるんじゃないかと思いますので、先ほど副会長が警察をやったのはすごいと言われましたけど、今度は防衛省に攻め込めますな。

それから、意外と都営住宅というのはこの辺にもいっぱいありますので、もちろんJRもありますし、いろいろ公有地がございますので、新宿区がそういうことを突破口にしていければ、私としても審議会冥利に尽きるんじゃないかというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

---

### ◎閉会

熊谷会長 それでは、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後3時46分閉会